

## 議案第 77 号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
北本市健康増進センター
- 2 指定管理者として指定するもの  
北本市中丸 10 丁目 55 番地  
公益社団法人北本市シルバー人材センター  
理事長 関 口 明
- 3 指定の期間  
平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 26 年 11 月 27 日 提出

北本市長 石 津 賢 治